



2025年5月26日

各位

会社名 キオクシアホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 早坂伸夫
(コード番号：285A 東証プライム市場)
問合せ先 開示部長 園田 誠
(TEL. 03-6478-2539)

当社及び当社子会社の役員に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、当社の取締役を対象として、勤務継続型株式報酬制度（以下、「本制度1」という。）及び業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度2」という。）を導入することを決議し、本制度1及び2（以下、総称して「本制度」という。）に関する議案を2025年6月27日に開催予定の定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本議案は、東京証券取引所の定めに基づき独立役員として指定した独立役員（以下、「独立役員」という。）を委員長とし、取締役3名以上で、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会の諮問・答申を経たうえで、当社取締役会にて導入を承認しております。

本制度の導入は、本定時株主総会における承認可決を条件といたします。

また、本定時株主総会において本制度の導入についてご承認をいただいた場合、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社子会社の取締役及び執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度1は当社の取締役（以下、「対象取締役1」という。以下に定義する「対象取締役2」と総称して単に「対象取締役」という。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確化し、対象取締役1が株主の皆様と同じ目線を持つことにより、一層の価値共有を推進することを目的に、対象取締役1に対して導入するものです。

本制度2は当社の取締役（執行役員を兼務しない取締役を除く。以下、「対象取締役2」という。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確化することにより、対象取締役2に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的に、対象取締役2に対して導入するものです。なお、執行役員を兼務しない取締役に対しては、業務執行の監督を担う観点から、過度なリスクテイクを回避させる必要があるため、本制度2に係る報酬は支給しません。

(2) 本制度の仕組み

本制度1は当社定時株主総会終了後から翌年に開催する当社定時株主総会終了時までの期間（以下、「対象期間」という。なお、当初の対象期間は、本定時株主総会終了後から翌年の当社定時株主総会までの期間とする。）に係る報酬として、連続する3年間（以下、「勤務継続期間1」という。なお、当初の勤務継続期間1は、本定時株主総会終了後から3年後の当社定時株主総会までの3年間とし、以下に定義する「勤務継続期間2」と総称して単に「勤務継続期間」という。）の勤務継続を条件として当社普通株式（以下、「当社株式」という。）及び金銭を勤務継続期間終了後に交付する株式報酬制度（リストラクテッド・ストック・ユニット）です。

本制度2は対象期間に係る報酬として、3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間（以下、「勤務継続期間2」という。なお、当初の勤務継続期間2は、本定時株主総会終了後から3年後の当社定時株主総会までの3年間とする。）の勤務継続を条件に、連続する3年間から5年間までの間で、当社取締役会が定める一定の期間（以下、「業績評価期間」という。なお、当初の業績評価期間は、本定時株主総会終了後から3年後の当社定時株主総会までの3年間とする。）の業績目標達成度に応じて算定される数の当社株式及び金銭を業績評価期間終了後に交付する株式報酬制度（パフォーマンス・シェア・ユニット）です。

具体的には、以下にて定める算定方法により当社株式及び金銭を交付するため、勤務継続期間又は業績評価期間の終了後に各対象取締役に対して金銭報酬債権及び金銭を支給することとし、当社による新株式発行又は自己株式処分に際してその金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付する予定です。

2. 本制度の概要

(1) 本制度に係る金銭報酬債権及び金銭の総額並びに株式総数の上限

各対象取締役に支給する金銭報酬債権及び金銭の総額の上限（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。以下、同じ）は各対象期間につき本制度1は対象取締役1に対して2,785百万円（うち社外取締役の上限は327百万円）、本制度2は対象取締役2に対して8,851百万円とし、各対象取締役に割当てる当社株式の総数の上限は各対象期間につき本制度1は対象取締役1に対して320千株（うち社外取締役の上限は40千株）、本制度2は対象取締役2に対して1,000千株とします。なお、本制度に係る報酬額の上限は、事後交付型株式報酬であることを踏まえて、当社の競合企業群の直近の株価推移を参考に、当社株式の株価が合理的に実現し得る最高値に到達することを仮定して計算しております。また、本定時株主総会において取締役選任議案を原案どおりご承認いただいた場合の対象取締役1の員数6名（うち社外取締役は2名）に対する本制度1の当初制度上の基準報酬は総額約1,020百万円とし、対象取締役2の員数2名に対する本制度2の当初制度上の基準報酬は総額約3,220百万円とします。その他、当社の発行済株式総数が株式併合又は株式分割（株式無償割当を含む。）によって増減した場合は、上限数はその比率に応じて合理的に調整します。また、下記（2）の算定式に定める数の当社株式の交付及び金銭の支給により、上記の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限を超えるおそれがある場合、当該上限を超えない範囲で交付する株式数又は支給する金銭の額を比例按分等取締役会において定める合理的な方法により減少させるものとします。

(2) 本制度における交付する株式数及び金銭報酬の額の算定方法

以下の算定式に基づいて算出の上、交付及び支給します。

【本制度1の最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）】

基準交付株式数 ① × 45% (※)

【本制度2の最終交付株式数（1株未満の場合は、1株に切上げ）】

基準交付株式数 ① × 交付・支給率 ② × 45% (※)

※取締役役に生じる納税資金負担を考慮しております。なお、非居住者は現地法制を踏まえて全額金銭で支給する場合があります。

【本制度1の最終支給金額】

(基準交付株式数 ① - 最終交付株式数) × 交付時株価 ③

【本制度2の最終支給金額】

(基準交付株式数 ① × 交付・支給率 ② - 最終交付株式数) × 交付時株価 ③

① 基準交付株式数

以下の式により算出されます。

個人別株式報酬基準額 (ア) ÷ 基準株価 (イ)

(ア) 個人別株式報酬基準額

客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が決定します。

(イ) 基準株価

対象期間開始当初において、上記個人別株式報酬基準額の具体的な金額を定める取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値、以下同じ）又は当該取締役会決議直前の一定期間における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均若しくは当社株式の上場当時の公募価格等を参考として決定します。

② 交付・支給率（本制度2のみ）

各業績評価期間における当社財務・当社株式の株価等を指標とした業績目標達成度に応じて、客観性及び透明性を確保するために、取締役会から委任を受けた、独立役員を委員長とし、取締役3名以上、かつその過半数を独立役員で構成する任意の指名・報酬諮問委員会が予め定めた範囲で算出します。なお、本議案の承認を前提とした当初の業績評価期間の制度概要については、下記「ご参考」をご参照ください。

③ 交付時株価

勤務継続期間終了後2カ月以内に開催される当社株式の交付を目的とした新株式発行又は自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として決定します。

(3) 取締役に対する当社株式及び金銭の支給条件

勤務継続期間が終了し、以下の全ての支給条件を満たした場合、各取締役に対して金銭報酬債権（その金額は、上記（2）で定める最終交付株式数に交付時株価を乗じて算定される金額とする。）を支給し、その全部を現物出資させることで、各取締役に上記（2）で定める最終交付株式数の当社株式を交付するとともに、上記（2）で定める最終支給金額の金銭を支給します。

- ① 取締役がその任期（対象期間、及び勤務継続期間中に再任された場合にはその任期の全て）において継続して当社取締役の地位にあること
- ② 当社取締役会にて定める一定の非違行為がないこと
- ③ その他勤務継続型株式報酬又は業績連動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること

但し、上記①にかかわらず、勤務継続期間中に取締役が病気等やむを得ない事情により退任する場合には、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。また、勤務継続期間中又は本制度に基づき当社株式及び金銭を交付するより前に取締役が死亡により退任した場合には、本制度に基づき当社株式及び金銭の交付を受ける権利は消滅し、相続人等に対する当社株式及び金銭の支給は行いません。

なお、取締役による重大な不正・法令違反等があった場合に、本制度に基づく当社株式及び金銭の交付を受ける権利を没収する「マルス条項」及び本制度によって交付された株式又は支給された金銭の返還を請求する「クローバック条項」を設定する予定です。

(4) 組織再編等における取扱い

勤務継続期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画、当社が分割会社となる新設分割計画若しくは吸収分割契約（分割型分割に限る。）又は当社が特定の株主に支配されることとなる株式の併合、全部取得条項付種類株式の取得若しくは株式売渡請求（以下、「組織再編等」という。）に関する事項が当社株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社株主総会の承認を要さない場合は、当社の取締役会）で承認された場合（但し、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づき当社株式の交付及び金銭の支給の日よりも前に到来することが予定されている時に限る。）、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、上記（1）の金銭報酬債権及び金銭の総額の上限又は当社株式の総数の上限の範囲内で、当社取締役会にて金銭報酬債権、金銭の額及び当社株式の数並びにこれらの支給及び割当の時期を必要に応じて合理的に調整します。

ご参考：本制度2に係る当初の業績評価期間（2025年6月から2028年6月までの3年間）における業績目標及び交付・支給率

当初の業績評価期間においては、下表に則り交付・支給率を決定します。

業績評価期間中の東京証券取引所における 当社株式の普通取引の連続する60日間の終値平均の最高値 *なお、判定は業績評価期間開始日を起点とする		交付・支給率
以上	未満	
2,501円	—	100%
2,223円	2,501円	75%
1,945円	2,223円	50%
1,667円	1,945円	25%
—	1,667円	0%

以 上